

伊賀市人権学習企業等連絡会 細則

この細則は、伊賀市人権学習企業等連絡会会則第14条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第3条関係

伊賀市は6市町村が合併しており、本会の事業は、その管内におけるブロック事業を行うことができる。

第5条関係

理事のブロック単位の選出基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 上野 10名
- (2) 伊賀 2名
- (3) 島ヶ原 2名
- (4) 阿山 2名
- (5) 大山田 2名
- (6) 青山 2名

第8条第1項第3号関係

専門部会は次のとおりとする。

- (1) 研修部会
- (2) 啓発・広報部会
- (3) 雇用部会

第11条第2項関係

代表事務所を登録している企業等についての会費は以下のとおりとする。

市内複数企業等従業員割

100人以上	年10,000円
50～100人未満	年5,000円
50人未満	年3,000円

付 則

この細則は、2015（平成27）年11月13日から施行する。